

管理規約整備費用の補助手続き Q&A

管理規約整備費用の補助手続きについて、問い合わせがあった主な内容をお知らせします。

質問：専門的知識を有する者として管理業務主任者も該当しますか？

回答：該当します。

専門的知識を有する者としては、補助金交付要綱第2条の(5)に規定しているとおりですが、マンション管理士のほか、管理業務主任者、不動産鑑定士、土地家屋調査士など、分譲マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である国家資格を取得している者を今回の事業における専門的知識を有する者とします。

質問：管理規約整備を進めていくうえで必要となる印刷代も補助対象になりますか？

回答：管理規約の整備を進め、区分所有者で合意し管理規約を新たに作成または改正するために必要となる印刷物は対象となります。

ただし、その印刷代の費用は委託契約の中に含まれているものを対象とします。なお、事業完了後は整備された管理規約の写しを完了実績報告書とともに提出していただくことになっています。

質問：補助金の交付申込みにあたり、区分所有者で合意されたことを確認できる書類とは？

回答：申込みについて区分所有者で合意されたことが確認できる書類であれば特に定めてはいません。

具体的には、管理組合の総会で議決された議事録の写しなどが考えられます。

質問：管理規約に係る細則の改正も対象となりますか？

回答：管理規約に係る細則など、細部の規定も改正の対象となります。

ただし、下記の内容については対象外となります。

- ① 元号や期日など、日付等の変更のみであるもの。
- ② 語句の言い回しやかな・漢字の変更、誤字の修正、軽微な変更のみであるもの。
- ③ 法令、条例等に抵触の恐れがあるもの。
- ④ その他、今回の整備が本事業の目的に沿わないと判断されるもの。